

議案第52号

天理市手数料条例の一部改正について

天理市手数料条例の一部を次のように改正しようとする。

平成27年9月8日提出

天理市長 並 河 健

天理市手数料条例の一部を改正する条例

第1条 天理市手数料条例（平成12年3月天理市条例第3号）の一部を次のように改正する。

別表中第27号を第28号とし、第22号から第26号までを1号ずつ繰り下げ、第21号の次に次の1号を加える。

22	通知カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第7条第1項に規定する通知カードの再交付	1件につき500円
----	--------------	--	-----------

別表備考中「第24号」を「第25号」に改める。

第2条 天理市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表中第20号を削り、第21号を第20号とし、第22号を第21号とし、同号の次に次の1号を加える。

22	個人番号カードの再交付手数料	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カードの再交付	1件につき800円
----	----------------	---	-----------

附 則

この条例中第1条の規定は平成27年10月5日から、第2条の規定は平成28年

1月1日から施行する。